

CONTENTS

1

- ・年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう
- ・災害発生状況

2

- ・安全経営あいち推進大会2023 開催報告

3

- ・連載 第2回（全6回）
地域別最低賃金額の改正決定の流れについて
平井 秀明 氏（愛知労働局 労働基準部 賃金課長）

4

- ・第82回（令和5年度）全国産業安全衛生大会第3回実行委員会および新春懇談会 開催報告

5-6

- ・外国人技能実習制度関係者養成講習
- ・連載 第1回（全6回）「労働時間該当性の判断」
有田労務管理事務所 社会保険労務士 有田 知史 氏

7

- ・衛生管理者向け化学物質管理対策を学ぶセミナー 開催案内
- ・事業場で活躍されている「衛生管理者」の皆様へ
「衛生管理者のたまり場」に参加しませんか！

8

- ・労働時間に関するトラブル防止と企業繁栄をテーマに
「労働問題総合対策セミナー」無料開催

9

- ・2023年度経営者セミナー 開催報告
- ・企業の労働110番 労働相談室のご案内

10

- ・第83回全国産業安全衛生大会in広島 開催案内

11

- ・技能講習等講習会予定表

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

愛知労働局



事業主の皆様へ
年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。愛知労働局雇用環境・均等部 指導課（電話052-857-0312）にお問い合わせください。

また、「愛知働き方改革推進支援センター」もご利用ください。

(年次有給休暇取得促進特設サイトURL) <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(愛知働き方改革推進支援センターHP URL) <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/aichi/>

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和6年2月8日現在)

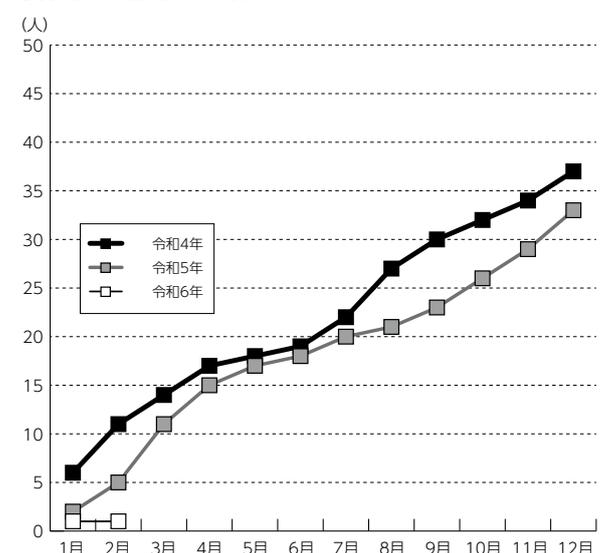
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因			
R5.2.18. 0:30	その他 起因物なし	長時間にわたる過重な労働により、くも膜下出血を発症したものの。			
	事業場規模 1,000名以上	業種 教育・研究業	50代 教授	経験 28年	
R5.12.21. 10:20	墜落・転落 足場	11階建て共同マンションの外壁塗装工事現場において、足場11層目で足場解体作業中に墜落した。			
	事業場規模 9名以下	業種 その他の建設業	20代 作業員	経験 6年	
R6.1.18. 3:55	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	被災者はバイクで朝刊配達中にトラックと衝突したものの。			
	事業場規模 9名以下	業種 商業	40代 配達員	経験 27年	

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和6年2月8日現在の速報値)

令和6年発生分 ※ () 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期(速報値)	令和5年暫定値
製造業	製造業		1	8
	食品製造業			
	化学工業		1	3
	鉄鋼・非鉄金属			1
	一般・電気・輸送用			
	その他			4
建設業	建設業			6 (1)
	土木工事業			
	建築工事業			4 (1)
その他			2	
陸上貨物運送事業				8 (2)
商業	商業	1 (1)		4 (2)
	卸売業			2
	小売業	1 (1)		2 (2)
	その他			
清掃・と畜業			1	5
上記以外の事業				2 (1)
合計		1 (1)	2	33 (6)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



安全経営あいち推進大会2023 開催報告

令和6年1月23日（火）、愛知労働局は、当協会及び建設業労働災害防止協会愛知県支部と共催し、各地区労働基準協会及び各労働災害防止団体の協力により、Niterra日本特殊陶業市民会館フォレストホール（名古屋市中区金山）において、安全経営あいち推進大会2023を開催しました。この大会は、会場参加に加え、YouTubeチャンネルの同時配信により行われました。

初めに、愛知労働局長 阿部 充 氏により、開会にあたり、「昨年度の推進大会では、『出発』^{たびだち}をテーマとして、『安全経営あいち[®]』へと向かう第一歩目を踏み出し、そして第2回目となる今回のテーマは、『出会』^{つながり}である。愛知労働局では、企業の方々とともに、リスクアセスメントを中核とした『安全経営あいち[®]』を進めていくことによって、重篤な労働災害をなくし、この目標に向けこれからも積極的、かつ丁寧な行政運営を進めていく。」と挨拶がありました。

次に、愛知労働局 労働基準部 安全課長 濱田 勉 氏により、「『安全経営あいち[®]』～マネジメントに生きるリスクアセスメント～」と題して、基調講演が行われました。講演では、労働災害に関する日本と欧米の考え方の違いから始まり、リスクアセスメントの意図することや安全経営あいちの考えについての説明がありました。また、現在、愛知労働局で取り組んでいる「安全経営あいち[®]賛同事業場制度」の紹介がありました。

続いて、パネルディスカッションでは、「リスクアセスメントを通じた『つながり』を考える」と題して、劇団あいち安全経営本舗（愛知労働局職員）により、「作業の整理」、「PQCDSMEは一体」、「セクションの垣根を超える」に関する6つの事例が紹介され、これを論題にしてコーディネーターを安全課長（濱田 勉 氏）が務め、コメンテーターの田畑 英雄樹 氏（トヨタ自動車（株）安全健康推進部 プロフェッショナルパートナー）、丸山 哲 氏（清水建設（株）名古屋支店 安全環境部長）及び河村 政彦 氏（社会福祉法人西春日井福祉会 総務課長）によりパネルディスカッションが行われました。



ディスカッションでは、リスクアセスメントを柱にして、モノづくりやサービス提供の7つの視点（PQCDSME）を一体的にとらえ、関係部署との連携づくりが重要であるとのことでした。

最後に、労働基準部長 伊勢 久忠 氏により、「これまでの私たちは、安全衛生活動において、「安全は生産性や経済性と相反する」と思い込んでいた。しかし、私たちは、リスクアセスメントを通じて、PQCDSMEを一体的に管理することが企業価値の向上につながることを知った。つながりは、部署や企業、官民の垣根をも越えて広がっていく。それこそが「安全経営あいち[®]」の目指すところである。私たちは、安全衛生管理と事業運営を一体的に進めることで、「安全経営あいち[®]」をより一層推進し、重篤な労働災害をゼロにするとともに、企業価値のさらなる向上を目指すことを、ここに宣言する。」との大会宣言を行い、承認されました。



地域別最低賃金額の改正決定の流れについて

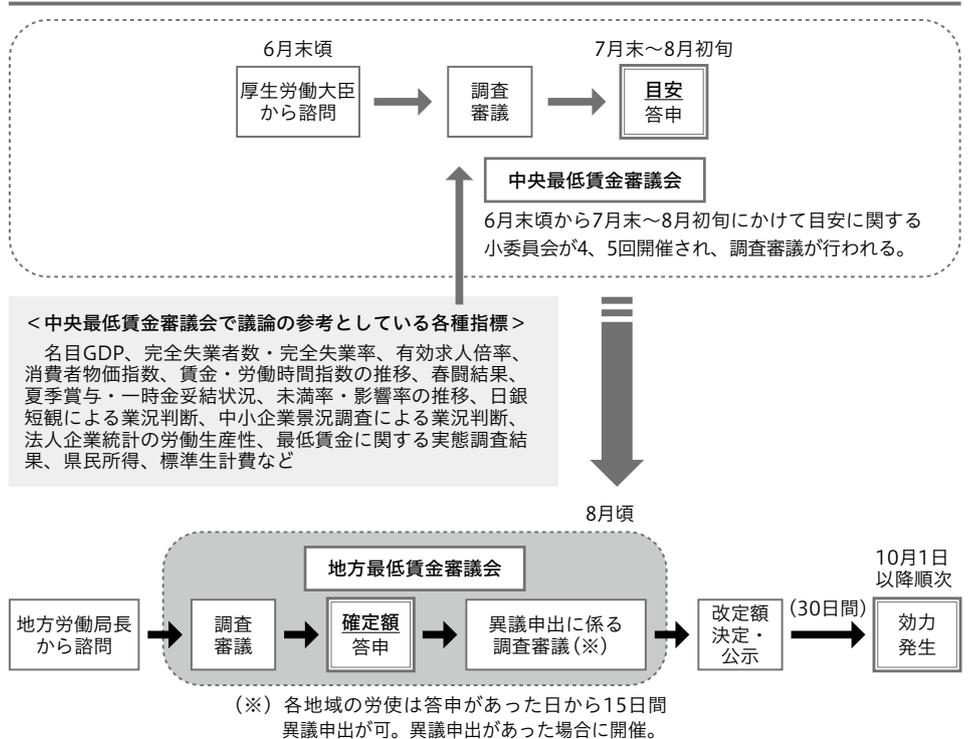
平井 秀明 氏 (愛知労働局 労働基準部 賃金課長)

皆さん、こんにちは。愛知労働局賃金課の平井です。愛知労働基準協会及び会員の皆様方には日頃より労働行政、特に賃金行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

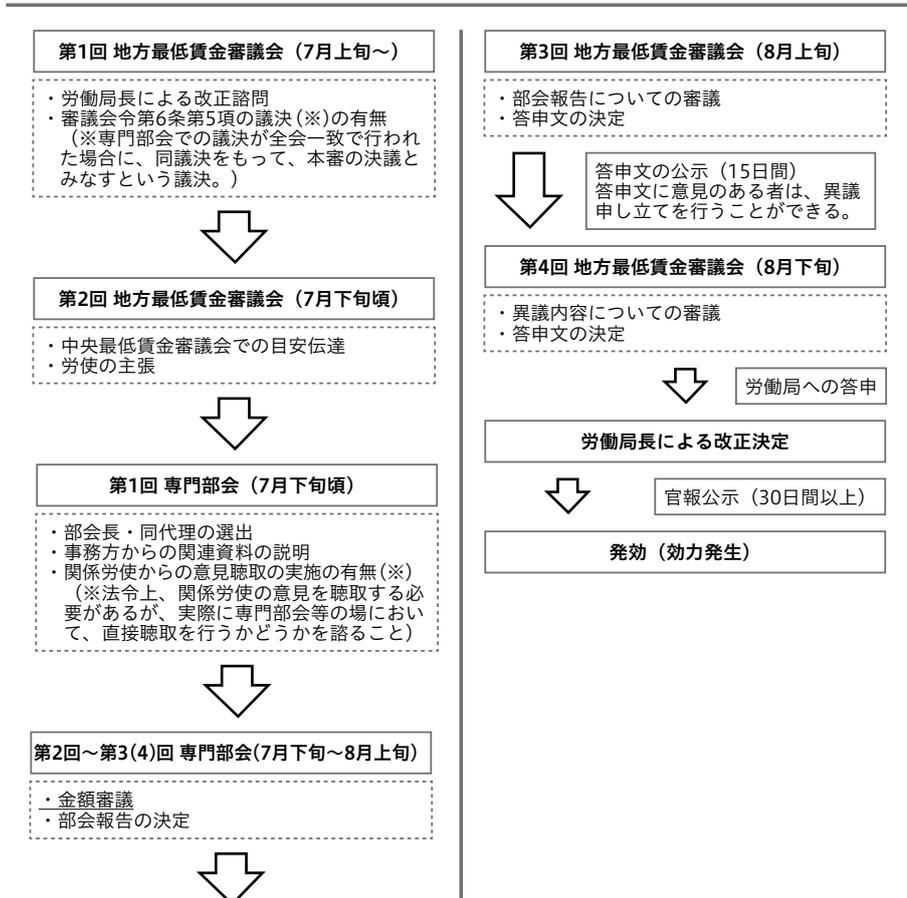
今回は、地域別最低賃金額（愛知県最低賃金額）の改正決定の流れについて、流れ図を用いて説明いたします。

右の図にあるように、中央最低賃金審議会は、①厚生労働大臣からの諮問、②目安に関する小委員会での調査審議、③目安答申の手順により進み、目安答申では全都道府県をA・B・Cの3つのランクに分けて、改定額の「目安」を提示します。地方最低賃金審議会（「愛知地方最低賃金審議会」）では、この目安を参考に、地域の実情を踏まえて、改定額の詰め審議が行われます。

～地域別最低賃金額の改正決定の流れ～



～地方最低賃金審議会の流れ（参考例）～



左の図には、地方最低賃金審議会（「愛知地方最低賃金審議会」）における「労働局長による改正諮問」に始まり、「地域別最低賃金額の発効（効力発生）」までの流れの参考例を示しています。

来年度も最低賃金の改正が予定されており、決まりましたら改正金額等の情報をお届けします。改めまして、最低賃金の改定、賃金行政へのご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

愛知県の最低賃金

地域別最低賃金

- 愛知県最低賃金 **1,027円** (令和5年10月1日から時間額)
- 製鉄業 **1,059円** (令和5年12月16日から時間額)
- 製鋼・製鋼圧延業 **1,028円** (令和5年12月16日から時間額)
- 鋼材製造業 (鋼材製鋼圧延業)
- 輸送用機械器具製造業 **1,028円** (令和5年12月16日から時間額)

業務改善助成金

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金コールセンター
0120-366-440 (受付時間 平日8:30～17:15)

厚生労働省 愛知労働局 労働基準部 愛知県

第82回(令和5年度)全国産業安全衛生大会第3回実行委員会および新春懇談会 開催報告

1月26日(金)、昨年、盛会に開催されました第82回全国産業安全衛生大会の第3回実行委員会と例年開催される新春懇談会が、名古屋商工会議所2階大会議室(ホール)(名古屋市中区)において、同時に開催されました。



当協会会長 西村 司



中災防 理事長 竹越 徹 氏

実行委員会からは、当協会副会長、当協会理事、安全管理者交流会長、衛生管理者交流会長、THP推進協議会長及び地区労働基準協会専務理事、顧問の労働局、特別委員の県・名古屋市及び関係団体にご参加いただきました。

開会に先立ち、能登半島地震により犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、ご冥福を祈り黙祷を捧げました。

続いて、実行委員長である当協会長の西村 司より挨拶が行われ、昨年の全国大会では、4年ぶりに参加者が1万人を超え、皆様のご支援、ご協力により県内からの参加目標5,000人をほぼ達成できたこと、また今年も安全経営あいちのスローガンの下、リスクアセスメントの普及を進めて労働災害をなくことに努める等の説明がありました。次に、全国大会主催者を代表して、中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 氏よりご挨拶があり、全国大会の総合集会や分科会は大盛況で成功裏に終わったことに多くの関係者に感謝し、また、各分科会が非常に盛況で活発な議論ができたことが特徴的であった等の説明がありました。

次に、全国大会開催報告では、中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部長 八木 健一 氏より、全国大会・緑十字展2023の開催結果について、報告がありました。初日(9/27)の総合集会では、来場者数3,500人、2日目(9/28)及び3日目(9/29)の分科会では6,500人及び5,800人が来場され、発表者155人、講演者58人により開催されました。参加者アンケートでは、「安全衛生活動に今後活かしますか」に対し、「活用できる・まあまあ活用できる」は85%と良好でした。併設の緑十字展2023-働く人の安心づくりフェア-では、来場者数25,562人(3日間延べ)、出展数221社(866小間)でした。今年の全国大会は、11月13日(水)~15日(金)に広島県立総合体育館ほかで開催されます。



中災防 教育ゼロ災推進部長 八木 健一 氏

続いて、当協会 専務理事 守山 忠男より、愛知県下労働基準協会の取組み結果について、報告がありました。開催県の参加者としては、2015年愛知大会に次ぐ4,780人を達成し、県内からの参加者比率48%は過去最高レベルであった一方、県内の中小企業の参加が2015年愛知大会に比べ減少しました。地区協会などを通して行った参加者アンケートでは、全体に大会への満足度は非常に高く、特に分科会の研究発表は8割が満足、リスクアセスメントの理解への役立ち度は、9割の方が役立ったとし、リスクアセスメントを全国に広げるというサブテーマは、かなり達成できました。



当協会 守山専務理事

開催報告の後、主催者の中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 氏より、実行委員長の当協会 会長 西村 司に感謝状が贈呈されました。

講演では、「サッカー日本代表に見る 成功する組織、失敗する組織」をテーマに、元サッカー男子日本代表DF・NHKサッカー解説者 山野 孝義 氏により、自身の経験談を踏まえて、心強いお話がありました。

第2部では、最初に愛知労働局長 阿部 充 氏によりご挨拶が行われ、全国大会の労い等のお話がありました。



愛知労働局長 阿部 充 氏

外国人技能実習制度関係者養成講習

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者を対象に同講習を開催します。当協会は、（公社）全国労働基準関係団体連合会が愛知県内で開催する同講習に「協力」しています。令和6年度の開催予定は以下のとおりです。

（受講料はテキスト代・消費税込）

月	日時	講習名	受講料	会場
4月	19日（金）9時25分～17時10分	技能実習責任者	13,200円	ポーラ名古屋ビル9階
	20日（土）9時25分～16時50分	技能実習指導員	12,100円	
	21日（日）9時25分～15時40分	生活指導員	11,000円	
10月	8日（火）9時25分～17時10分	技能実習責任者	13,200円	

〔申込方法〕 お申込みはインターネットで以下までお願いします（開催日の約2か月前からお申込みいただけます）。
（公社）全国労働基準関係団体連合会（<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>）

〔お問い合わせ先〕 （公社）愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438
詳細は当協会ホームページ（<http://www.airouki.or.jp/>）にも掲載しています。

連載第1回（全6回）

労働時間該当性の判断

有田労務管理事務所 社会保険労務士 有田 知史 氏

1. 労働時間管理の必要性

労働時間の管理は、労務管理における基本になります。しかし、労働時間管理は思わぬ落とし穴も多く、一歩対応を間違えてしまうと残業上限規制や未払賃金の問題につながることから、労働時間についてしっかりと理解したうえで適切な管理を行っていくことが大切です。特に未払賃金については、平成29年の民法改正に伴う労働基準法（以下「労基法」という。）改正により、時効期間が従来の2年から5年（当面の間は3年）に延長となったことから、以前と比べて労働者からの未払賃金請求額が多くなっています。そうなると、場合によっては、会社は数百万円以上の支払わなければならないことになり、特に中小企業は資金繰りに窮してしまうことも考えられます。

また、厚生労働省の令和3年労働基準監督年報における定期監督等実施状況・法違反状況では、労働時間に関する違反件数が18,007件と、他の違反に比べて違反件数が非常に多く、多くの企業で労働時間の管理が適切に行われていないことが窺えます。

そこで今回は、労働時間とは何か、どのような場合に労働時間に該当するのか、その基礎について説明していきたいと思います。

2. 労働時間の定義

実は、労基法では、第32条で使用者が労働者に労働させてもよい上限の労働時間数を定めているにすぎず、法律上、労働時間とは何か、その定義を定めていません。

この労働時間の定義については、三菱重工業長崎造船所（一次訴訟・会社側上告）事件（最判平12.3.9）で「使用者の指揮命令下に置かれている時間」とし、最高裁判所として労働時間の概念を初めて示しました。なお、この概念は、その後の判例でも踏襲されており、現在確立した労働時間の定義と考えられています。

また、同判決では、「労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めいかんにより決定されるべきものではない」と判示しました。これはどのような意味かというと、仮に就業規則等で「着替えの時間は労働時間とはしない。」と明記したとしても、実態として使用者の指揮命令下に置かれていれば、その時間は労働時間に該当することになるということです。

しかし、この「使用者の指揮命令下に置かれている時間」が労働時間だと言われても、これだけではどのような場合に労働時間に該当するかがはっきりとしません。

3. 労働時間該当性の判断基準

そこで、労働時間に該当するかどうかについては、「使用者から仕事を行うことを義務付けられていたか又は余儀なくされていたか」を判断基準として考えることとなります。この考え方も、先の最高裁判決で示されたものです。「使用者から仕事を行うことを義務付けられていたか又は余儀なくされていたか」どうかについては、個別の事案ごとに以下の考慮要素をそれぞれ検討して、総合的に判断していくこととなります。

【労働時間該当性判断における考慮要素】

- ① 使用者からの明示的な指示・命令があったか
- ② 使用者からの黙示的な指示・命令があったか
- ③ その仕事をするを余儀なくされていたか
- ④ 場所的拘束性の程度
- ⑤ 業務関連性の程度
- ⑥ 対応頻度
- ⑦ その他の個別事案で考慮されるべき事情

①については、通常、特段問題になることはありません。

②の例としては、上司は残業の指示・命令をしていなかったものの、終業時刻を過ぎても引き続き仕事をしている部下に対して黙認をする場合などが考えられます。この例の場合は、労働時間に該当し残業代が発生することになります。

③の例としては、会社は残業の指示・命令をしていないものの、業務の量が過大であったり、期限設定が短いため（翌日までに提出など）、明らかに所定労働時間内に処理できず、時間外労働を行うことを余儀なくされている場合などが考えられます。この場合は、仮に会社が残業禁止命令を発出していたとしても労働時間性が肯定されることとなります。

④の例としては、持ち帰り残業のように自宅に持ち帰って仕事を行う場合などが考えられます。通常、労働者は使用者から指示を受け、ある一定の場所において業務に従事するため、場所的に拘束されているといえますが、持ち帰り残業については、会社から自宅で仕事をするよう指示がない限り、場所的な拘束がないと考えることができ、労働時間性が否定されることとなります。

⑤は、活動の内容が「仕事」と評価できるかどうかとなります。例としては、取引先との接待などが考えられます。原則、飲食と伴う取引先との接待は、会社から接待をするよう指示がない限り「仕事」とであると評価しづらく、労働時間性を否定することとなります。しかし、接待としつつも、実態として、飲酒等もなく延々と契約内容等の詳細を詰めていくといった場合には、労働時間性が肯定されることとなります。

⑥は、仮眠時間などが挙げられることが多いかと思えます。仮眠時間中に呼び出しがあり、その対応をするよう会社から指示があった場合、その呼び出しの頻度が多ければ、対応した時間はもちろん、仮眠時間全体についても労働時間性が肯定される方向になります。一方、呼び出しがあれば対応をしないといけないという指示があったとしても、その頻度が皆無であれば仮眠時間全体の労働時間性は否定される方向に動きません（この場合でも、実際に対応した時間は労働時間となります）。

簡単ではありますが、どのような場合に労働時間に該当するのがある程度ご理解いただけたかと思えます。次回は、労働時間に該当するかどうかイメージを掴んでもらうため、今回記載しなかった事例を具体的にいくつか紹介するとともに、適切な管理方法について言及したいと思います。



ありた ともふみ
有田労務管理事務所 社会保険労務士 有田 知史

2010年より7年間、地元金融機関にて融資・渉外業務を担当。
2017年、有田労務管理事務所入所。社会保険労務士のほか、中小企業診断士、行政書士、産業カウンセラー等の資格を活かし、人事労務相談や就業規則の改定のほか、経営戦略の策定、創業・資金調達などの分野で企業の支援を行っている。愛知県労働講座講師。

自律的な化学物質管理に関し悩まれている「衛生管理者」の皆様へ

衛生管理者向け 化学物質管理対策を学ぶセミナー (web・無料) を開催します

化学物質の自律的管理が開始される中、安全衛生委員会の構成メンバーである衛生管理者には、その着実な実施に向けた取組みが求められます。

当協会では、自律的な化学物質管理に関し悩まれている「衛生管理者」の皆様に向け、衛生管理者が知っておくべき事項を中心に、無料でwebセミナー（Zoom使用）を開催します。是非ご参加ください。

- ・日 時 5月22日（水）13：45～16：00
- ・講 師 安部 成明 氏
(ひょうごインターキャンパス生涯学習リーダーバンク登録講師)
(化学物質管理専門家、作業環境管理専門家)

お申込みはコチラ



主催：公益社団法人愛知労働基準協会

TEL：052-221-1438 FAX：052-204-1268 メール：jigyo-ark@airouki.or.jp

【告知】事業場で活躍されている「衛生管理者」の皆様へ オンラインでの自由な情報交流の場、「衛生管理者のたまり場」に参加しませんか！ (毎月1回(1時間程度)開催、会費無料、Zoom使用、秘密厳守!!)

事業場での産業衛生の要と言える衛生管理者ですが、最新知見・情報などを収集できる場や、衛生管理者同士が交流する場が少ないと感じていませんか。

当協会では、衛生管理者の方々が、自由に意見交換・情報交換等ができる交流の場として、オンライン（Zoom）による「衛生管理者のたまり場」を設けることとします。

この「たまり場」は、「ここでの話は互いに秘密を守る」ということだけを約束ごととして、他の事業場の活動状況等を本音で自由に情報交換等していただくことを目的にしています。

会費等はなく、出欠席の確認もしません。毎月（原則第3水曜日・午後3時より）開催しますので、その際、何か他社の状況等を尋ねたいことがあれば、自由に発言し、交流していただきたいと思います。この場で直ちに疑問等が氷解することや解決するというものではありませんが、他社の状況・実情を交流し、互いに気づきや少しでも参考になることがあれば、という想いです。

衛生管理者の方々に「たまり場」に興味のある方、或いは、衛生管理者に参加してもらいたいなどと思われる事業場の方は、以下メールアドレス宛に「所属・氏名」を記載したメールをご連絡ください。開催日時のご案内・Zoomアドレス等をお送りさせていただきます。

▶ メールアドレス：tamari@airouki.or.jp

メールでのご連絡の他、
上記セミナーへのお申込み時に、
「たまり場」にご登録いただくこともできます

記念すべき1回目の開催は6月19日（水）午後3時を予定しています。まずはお気軽にご参加ください。なお、ファシリテータ役は、当協会アドバイザーの加藤善士氏[*]が中心に進めます。

*社会保険労務士、労働安全・衛生コンサルタント、博士(医学)、藤田医科大学医学部公衆衛生学講座 研究員
名古屋南労働基準監督署長、中央労働災害防止協会、岡崎労働基準協会専務理事を経て、当協会アドバイザーに就任

労働時間に関するトラブル防止と企業繁栄をテーマに 「労働問題総合対策セミナー」 無料開催

さる2月8日、愛知県下15労働基準協会はウィルあいち大会議室（名古屋市東区）において、「労働問題総合対策セミナー」を無料開催し、会場受講と後日配信されるインターネット受講を合わせて約250名が参加しました。

セミナーでは、はじめに豊橋労働基準監督署 高橋智署長が挨拶を行い、続いて宮澤俊夫法律事務所 宮澤俊夫弁護士が「労働時間をめぐるトラブルの防止」と題する特別講演を行いました。宮澤弁護士からは、「残業代の未払い問題」「長時間労働の弊害」「長時間労働の是正」「『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン』が求める所属長の役割」について判例とともに解説が行われました。

引き続き、「労働時間の適正管理と削減」をテーマにパネルディスカッションが行われました。各パネリストとコーディネーターは次のとおり。

【パネリスト】

宮澤俊夫法律事務所 所長	宮澤俊夫 弁護士	(労働問題専門弁護士)
川喜田社労士事務所 代表	川喜田美香 特定社会保険労務士	(中小企業の事情に詳しい)
アイカ工業(株)	柴田幸二 人事部長	(企業の労務管理責任者)
(一社) 半田労働基準協会	澤田真也 専務理事	(労働基準協会の立場から)

【コーディネーター】

(一社) 名北労働基準協会 専務理事・事務局長 市之瀬高司 特定社会保険労務士



高橋署長



宮澤弁護士



川喜田特定社会保険労務士



柴田人事部長



澤田専務理事



市之瀬特定社会保険労務士

パネルディスカッションでは、有効な労働時間対策を「過去、従来の労働時間の問題点」「今、労働時間管理の現状」「未来、今後の労働時間管理の目指すべき方向」を軸に、企業が労働時間の改善を図ることで成長につながる事ができる対策について、それぞれの立場から各パネリストが発言を行い考察を深めました。

パネルディスカッション終盤の総括では澤田専務理事が新聞に掲載された過労自殺した家族の手記を読み上げ、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置の重要性を再確認しました。

また、パネルディスカッションの最後は、活発な質疑応答がありました。

さいごに、一宮労働基準協会 高木勝己専務理事が閉会挨拶を行い、セミナーは終了しました。



高木専務理事

2023年度 経営者セミナー 開催報告

2月9日（金）、名古屋国際会議場（名古屋市熱田区）において、WEB同時配信により、2023年度経営者セミナーを開催し、事業主、管理者や労務担当者が参加されました。

講師の安西法律事務所 所長 辯護士 安西 愈 氏により、「当面する企業の人事・労務上の重要問題と対応～令和6年4月施行の改正法令等を中心として～」と題して、講演が行われました。

最初に、働き方改革に基づく法改正等と労働政策（労総法第3条の基本理念）の前進的展開として、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化、の三位一体の労働市場改革を行って、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図る施策などの解説が行われました。

続いて、本年4月に施行される労働基準法の労働条件通知書の明示事項改正では法的意義と対応を、有期労働契約に係る更新上限や無期転換申込み機会と更新後の労働条件明示などの問題については、雇止めや無期転換の法的性質をふまえて解説が行われました。

また、本年4月施行の裁量労働制改正については、「これからの労働時間制度に関する検討会報告書」を示して労働時間制度の背景・動向の説明があり、改正の留意点の解説が行われました。このほかに、運送業の「物流をめぐる2024年問題」（発注者側にも違法労働時間正への配慮義務）やフリーランス新法の内容と適用について、解説が行われました。



辯護士 安西 愈 氏

企業の労働110番 労働相談室のご案内

行政から法違反に関する指導を受けた、労使紛争が発生した等の労働トラブルが増加しております。

労働関係法は100近くあり、これを全て理解しその義務を守ることは、一企業にとって極めて困難で、専門家の助言が不可欠です。

愛知県下各労働基準協会では、令和4年4月より一般社団法人名北労働基準協会事務局内に「企業の労働110番労働相談室」を設置し、社会保険労務士17名等の専門相談員が、愛知県下全域の労働基準協会の会員企業さまへの、無料労働相談を行っています。

法令を遵守し、労働トラブルを防ぎ、円滑な労務・安全衛生管理を行い、労使一体となり企業を繁栄させるため、ぜひともご活用ください。

<ご利用のご案内>

～問題の解消、解決の糸口へ～

相 談 無 料

何 時 で も

何 度 で も

秘 密 厳 守

企業の労働110番労働相談室

名 称 : 企業の労働110番 労働相談室

設置場所 : 一般社団法人 名北労働基準協会内
名古屋市北区清水1-13-1

相談方法 : 電話・来局・ファックス・メールでの相談

相 談 先 : 専用相談ダイヤル (052)-961-7110

FAX (052) 961-9635

E-mail roudou110@meihokurouki.or.jp

そ の 他 : 一部の地区労働基準協会では労働安全衛生法等の相談も行っております。

第83回

全国産業安全衛生大会

大会テーマ 変わる時代に 変わらぬ誓い 安全・健康・平和な未来



IN
広島
HIROSHIMA



全国産業安全衛生大会は、全国から産業安全・労働衛生の関係者が一堂に集い、企業の研究発表や、専門家による講演などを行う、国内最大の安全衛生イベントです。産業現場での安全と健康の確保を誓う安全文化の祭典に、ぜひご参加ください。

令和6年

開催期間

11.13 WED **15** FRI

会場

広島県立総合体育館 (グリーンアリーナ)
広島国際会議場 ほか (広島県広島市)

同時開催

緑十字展2024 広島県立広島産業会館



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL : 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/taikai/2024/>

主催：中央労働災害防止協会

協力：公益社団法人 広島県労働基準協会 協賛：各都道府県労働基準協会(連合会) ほか

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association



技能講習等講習会予定表

	学科	実技							
		日	会場						
フォークリフト運転 (31Hコース)	3月	1	ポーラ名古屋ビル	4.5.6	トヨタ&F白金	4.5.6	NSB東海	3.10.17	水谷運輸倉庫
		7	ポーラ名古屋ビル	8.11.12	NSB東海	11.12.13	トヨタ&F白金		
		8	アイプラザ豊橋	10.16.17	トピー工業				
	4月	12	NSB東海	13.14.15	NSB東海	18.19.21	NSB東海		
		5	ポーラ名古屋ビル	7.14.21	トヨタ&F小牧	8.9.10	NSB東海	11.12.15	NSB東海
	5月	17	ポーラ名古屋ビル	18.19.22	NSB東海	19.22.23	トヨタ&F白金	24.25.26	トヨタ&F白金
		7	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	NSB東海	12.19.26	トヨタ&F北名古屋	13.14.15	NSB東海
		8	江南市民文化会館	12.19.26	稲葉製作所				
		10	トヨタ教育センター	11.12.13	トヨタ教育センター	18.19.20	トヨタ教育センター		
		13	ポーラ名古屋ビル	15.16.17	トヨタ&F白金	16.17.20	NSB東海	20.21.22	トヨタ&F白金
		20	ポーラ名古屋ビル	21.22.23	NSB東海	23.24.27	トヨタ&F白金	24.27.28	NSB東海
		21	とよはし産業人材センター	22.23.24	とよはし産業人材センター				

講習会	会場	3月	4月	5月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	19	8	22
	(実) トヨタ教育センター	23	13	25
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 4.5	(学) 9.10	(学) 7.8
		(実) 6	(実) 11or12	(実) 9or10
		(学) 14.15	(学) 16.17	(学) 21.22
		(実) 16	(実) 18or19	(実) 23or24
		(学) 20.21	(学) 23.24	(学) 28.29
		(実) 22	(実) 25or26	(実) 30or31
	(学) 25.26			
	(実) 27			
	とよはし産業人材教育センター			(学) 14.15 (実) 16or17
	アイプラザ半田	(学) 14.15 (実) 18or19		
トヨタ教育センター		(学) 11.12 (実) 15or16		
豊和工業㈱	(学) 12.13			
ポーラ名古屋ビル	(実) 17			
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	7.8	3.4	13.14
	アイプラザ半田	20.21	17.18	21.22
	トヨタ教育センター	26.27		30.31
	豊川市文化会館		22.23	
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	6.7	4.5	23.24
		12.13	10.11	28.29
		25.26	15.16	
	アイプラザ豊橋		8.9	
	トヨタ教育センター			27.28
アイプラザ半田		18.19		
プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	4.5	4.5	
乾燥設備作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	12.13	1.2	
高所作業車 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル			16
	(実) ポリテクセンター名古屋港			21or22or23
はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	14.15	8.9	
石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2	1.2	7.8
		14.15	23.24	14.15
		20.21		

講習会	会場	3月	4月	5月
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		2.3	
	(学) 豊和工業㈱	4		
シヨベルローダー等運転 【学科1日実技3.5日】	(学) 豊和工業㈱	5.6.7.8		
	(実) ポリテクセンター	11.12.13.14		
アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) 昭和電機		15.16	13.14
	(実) 昭和電機		17or18	15or16
自由研削といし 取替・試運転 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	11	22	17
				27
機械研削といし 取替 試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター			7
				8or9
産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日実技1日】	(学) エイジェツフ	4.5		
	(実) エイジェツフ	6or7or8		
粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	8	15	
ダイオキシソ【学科1日】	ポーラ名古屋ビル			20
低圧電機 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 4 (学) 18 (学) 8 (学) 15 (学) 9 (学) 30		
		(実) 5 (実) 19 (実) 9 (実) 16 (実) 10 (実) 31		
フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	8	3	22
		22	12	29
電機自動車整備実習【学科・実技1日】	名鉄整備専門学校	15		
安全衛生推進者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	18.19		
安全管理者選任時【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	12.13		
局所排気装置等自主検査者【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル			13.14
	昭和電機㈱	(学) 5.6		15or16or17
		(実) 7		
マスクフィットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂			17
石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	27.28	25.26	15.16
化学物質管理者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	25.26	22.23	
化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	11	10	
衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル			20.21.27.28

日付の■の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	3月	4月	5月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー	4 名古屋市公会堂		
リスクアセスメントセミナー	7 名古屋市公会堂		

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

フォークリフト外国語コース 中国語講座 ポルトガル語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	3/16. 17 ポーラ名古屋ビル
	実技【3日】	3/18. 20. 21 トヨタ&F白金オフィス

テールゲートリフター特別教育	学科・実技【1日】	4/10. 24
		5/13. 29
		アイシン教育センター